

総務省方式改訂モデル「資金収支計算書」の作成手引き

1 総論

資金収支計算書は、自治体会計に最も近い財務書類になる。つまり、現金の動きを追う書類である。

資金収支計算書と決算統計との対応関係は以下のとおり。

資金収支計算書	決算統計表行列
【経常的収支の部】	
人件費	1 3 表 1 行 1 列
物件費	1 3 表 3 行 1 列
社会保障給付	1 3 表 5 行 1 列
補助金等	1 3 表 6 行 1 列 - 2 8 表 2 1 行 1 , 3 列
支払利息	3 3 表 5 5 行 5 列 + 1 4 表 1 1 行 1 列
他会計への事務費等充当財源繰出支出	2 7 表 2 5 行 1 , 2 , 5 , 6 列 - 2 7 表 2 3 行 6 列 + 2 8 表 2 1 行 1 1 , 1 2 , 1 5 , 1 6 列
その他支出	1 3 表 4 , 2 1 , 2 9 行 1 列
地方税, 地方交付税	4 表 1 行 1 , 2 1 列
国県補助金等	1 3 表 4 1 行 2 , 3 列の一部
使用料・手数料	1 3 表 4 1 行 4 列の一部
分担金・負担金・寄付金	1 3 表 4 1 行 5 列の一部
諸収入	1 3 表 4 1 行 8 列の一部
地方債発行額	1 3 表 4 1 行 1 0 列
基金取崩額	2 7 表 2 3 行 1 1 列の一部
その他の収入	歳入合計額から他項目に計上した額の和を控除した額を計上
【公共資産整備収支の部】	
公共資産整備支出	2 1 表 1 行 3 列 + 2 2 行 1 行 2 列
公共資産整備補助金等支出	1 3 表 1 2 行 1 列 - 公共資産整備支出
他会計への建設費充当財源繰出支出	2 7 表 2 5 行 3 列 + 2 8 表 2 1 行 1 3 列
国県補助金等	1 3 表 1 2 行 2 , 3 列 + 他会計への建設費繰出財源となった国県補助金
地方債発行額	1 3 表 1 2 行 1 0 列 + 他会計への建設費繰出財源となった地方債
基金取崩額	1 3 表 1 2 行 7 列 - 他会計からの繰入金 + 他会計への建設費繰出

その他の収入	1 3 表 1 2 行 4 , 5 , 6 , 8 及び他会計への建設費繰出
【投資・財務的収支の部】	
投資及び出資金	1 3 表 3 4 行 1 列 - 2 8 表 2 1 行 5 列
貸付金	1 3 表 3 5 行 1 列 - 2 8 表 2 1 行 7 列
基金積立額	1 3 表 3 3 行 1 列 + 2 9 表 4 行 4 列
定額運用基金への繰出支出	2 9 表 2 行 7 列
他会計への公債費充当財源繰出支出	2 7 表 2 5 行 4 列 + 2 8 表 2 1 行 1 4 列
地方債償還額	3 3 表 5 4 行 4 列
国県補助金	1 3 表 3 3 ~ 3 5 行 2 , 3 列の他投資・財務的支出の財源となった国県補助金
地方債発行額	1 3 表 3 3 ~ 3 5 行 1 0 列の他投資・財務的支出の財源となった国県補助金
基金取崩額	投資・財務的支出の財源となった基金取崩額
その他収入	その他投資・財務的支出の財源
貸付金回収額	3 0 表 1 行 9 列 + 他会計からの繰入金として処理されている法適用公営企業等に対する貸付金元金償還金
公共資産売却収入	4 表 2 行 2 2 列
期首歳計現金残高	2 表 2 行 3 列
一時借入金の借入限度額	9 3 表 1 8 行 3 列
一時借入金利子	1 4 表 1 1 行 1 列
基礎的財政収支	2 表 1 行 1 列 - 5 表 2 2 行 1 列 - 4 表 2 行 4 3 列 - 2 9 表 3 行 1 , 2 列 - 2 表 1 行 2 列 - 1 4 表 1 0 行 1 列 - 2 9 表 2 行 1 , 2 列 - 2 9 表 4 行 1 , 2 列

上表の内、決算統計で特定できない項目について、以下説明する。

2 他会計への繰り出し

補助費、繰出金、投資及び出資金、貸付金に含まれる他会計への支出金は、他会計において普通会計からのこれらの歳入をどのような経費に充当したかという性質によって、「他会計への事務費等充当財源繰出支出」(運転資金繰出、事務費繰出、赤字補てん財源繰出、その他繰出が該当)「他会計への建設費充当財源繰出支出」(建設費繰出)「他会計への公債費充当財源繰出支出」に割り振り直す必要がある

3 歳入について

国県補助金，使用料・手数料，分担金・負担金・寄付金，諸収入，地方債発行額，基金取崩額については，経常的収支の部，公共資産整備収支の部，投資・財務的収支の部の支出の項目の特定財源としての額を計上する。例えば人件費の特定財源として使用料を充てていれば経常的収支の部の使用料・手数料に計上するといった具合である。

4 まとめ

- (1) 繰越金については，経常的，公共資産整備，投資・財務的収入として計上しない。
これは，期首歳計現金残高は決算統計では2表2行3列の数値であり，このなかに翌年度に繰り越すべき財源が含まれているためである。
- (2) 収入については，公共資産整備収入は普通建設事業費の繰越金を除く特定財源を，投資・財務的収入は積立金，投資及び出資金，貸付金の繰越金を除く特定財源，貸付金回収額及び公共資産等売却収入を，経常的収入には形式収支（つまり決算統計2表1行1列の額）から繰越金及び他の部に計上した特定財源を除いた額が計上される。
つまり，資金収支計算書に計上される収入は歳入総額から繰越金を除いた額と一致する。
- (3) 支出については，歳出総額に歳計剰余金処分による基金積立額を足して，前年度繰上充用を除いた額となる。前年度繰上充用金も期首歳計現金残高に含まれていることが，支出から除外する理由となっている。